



平成 29 年 2 月 1 日

お客さま各位

株式会社いちたかガスワン

「エネワンでんき」供給条件書面事項の一部変更について

このたび、弊社は「エネワンでんき 契約条項兼重要事項説明書」の一部を下記の通り変更することと致しましたのでお知らせ致します。

記

1. 変更箇所 (※変更箇所のみ抜粋、赤字が変更、青字が追加箇所)

エネワンでんき 契約条項兼重要事項説明書

旧

契約に関わる注意事項

5. 当社は、料金改定をする場合があります。
料金改定は、料金改定実施日の 90 日前までに書面またはホームページにて通知するものとします。万が一**料金改定**に同意いただけない場合は供給開始から 12 ヶ月未満であっても解約事務手数料なしで他の小売電気事業者に切り替えていただくことができます。

新

契約に関わる注意事項

5. 当社は、料金改定をする場合があります。
その改定が値上げとなる場合は、料金改定実施日の 90 日前までに書面またはホームページにて通知するものとします。万が一**値上げ**に同意いただけない場合は供給開始から 12 ヶ月未満であっても解約事務手数料なしで他の小売電気事業者に切り替えていただくことができます。なお、料金改定が値下げ、または料金プランの追加である場合はこの限りではありません。

2. 変更日

平成 29 年 2 月末日より

3. 本件に関するお問い合わせ・ご相談窓口

株式会社いちたかガスワン エネルギー開発課

TEL 011-215-1522 <受付時間> 平日 9:00~17:00

以上